

令和 5 年度高齢者施設の老朽化対策のための整備補助について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第 8 期奈良県介護保険事業支援計画（以下「第 8 期計画」という。）においては、要介護者のみならず生活困窮高齢者や養護等が必要な高齢者の今後の増加を見据え、こうした高齢者が入所する既存施設の有効活用を図るために、老朽化対策のための整備に対する補助を行うものとする。

第 8 期計画においては、利用者の安全安心の確保を優先し、未耐震施設及び耐用年数到来施設を整備補助対象とする。

2 募集概要

(1) 補助の対象

ア 対象施設

- ・特別養護老人ホーム（地域密着型（入所定員が 29 人以下の特養）を除く）
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスへの改築・移転に限る）

イ 対象整備工事

- ・次の整備工事であること。（本体床に限る）

整備工事	内容
改築	建築物の全部又は一部を除却し、その場所に、従前と同様の用途のものに建て替えること。
移転	同一敷地内、又は別敷地で従前と同様の用途のものを新築すること

- ・居室（床）を有する既存施設の整備工事であること。
- ・本体床数内の整備工事であること。
- ・令和 5 年 4 月 1 日時点で未耐震施設及び耐用年数到来施設に係る整備工事であること。（原則として補助対象は、未耐震及び耐用年数到来の棟のみとする）
- ・既存のユニット型をユニット型以外とする工事でないこと。

(2) 今回整備床数

奈良圏域を除く 4 圏域（西和、東和、中和及び南和圏域）で計 70 床

(3) 応募要件

ア 整備工事関係

(a) 原則として令和7年4月1日までに開設する計画であること。

(注1) 別紙2の「整備要望の評価・選定について」の評価項目(土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等)に十分留意すること。

(注2) 複数年にわたり施設の整備を計画している場合は、全体計画のうち、原則として上記期間内に完了する部分の工事のみを応募すること。

(b) 補助の対象となる施設の整備工事の契約の締結が、交付決定以後になされるものであること。

例えば、交付決定前に、建物の除却工事などの補助対象外工事と補助対象となる施設の整備工事の契約を一体的に行う場合は、応募要件を満たさない。

(注3) 上記アの(a)の(注2)に記載する場合において、交付決定後、全体計画の整備工事の契約を締結される場合は、次年度以降の応募対象としないことに留意すること。

(c) 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。

イ 工事中の入居者の処遇関係

(d) 整備工事中の入居者の処遇について支障が生じない計画が策定されていること。

ウ 整備予定地関係

(e) 整備予定地が都市計画法、農地法、農振法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと。

(f) 整備予定建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)でないこと。

(g) 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)及び洪水浸水想定区域の場合、低評価となるため、留意すること。

(h) 整備予定建築物の敷地における実情(土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域である場合等)を加味した避難確保計画を作成し、既設施設は避難訓練を実施していること。また、安全上・避難上の対策が実施されていること。

エ その他

- (i) 地方公共団体が設置した施設の整備工事でないこと。
- (j) 施設整備費について適切な資金計画が策定されていること。(財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)

(4) 整備補助について

【県単独補助】

令和5年度補助単価 2,400千円/床

- 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情(※1)がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

【地域医療介護総合確保基金を活用した補助】

開設準備経費分(施設の再開設時(改築・移転時)に必要な設備整備等の初度経費)

※再開設前6ヶ月～再開設までの期間の経費に限る。

令和5年度補助金単価 839千円/床

- 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情(※1)がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

※1 やむを得ない事情とは、日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合であって、当該地域の必要な介護等のサービスが不足している場合等

3 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

4 提出期限

令和5年5月31日(水) 17:00

※郵送の場合は、当日必着のこと。

5 留意事項

(1) 奈良市を除く県内全市町村からの要望を受け付ける。

- (2) 市町村は、事業者から整備計画及び事業内容等を十分に確認するとともに、事業者が納税していることを確認すること。
- (3) 整備要望受付後、事業内容等の整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。(ヒアリング日程については、改めて連絡する予定)
- (4) 複数要望する場合は、様式 1 において、必ず市町村で順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は整備計画を受理しない。
- (5) 複数要望する場合、整備要望の合計床数が当該年度の募集床数以内であること。例えば、順位 1 位の要望床数が 50 床なら、順位 2 位の要望床数は最大で 20 床 (今年度の募集床数から順位 1 位の要望床数を差し引いたもの) となる。
- (6) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加は、一切認めないので、十分に計画内容を精査のうえ提出すること。(受付後に県が採点上、必要と判断し、指示したものを除く)
- (7) 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- (8) 応募のあった整備補助に係る要望は、別紙 2 「整備要望の評価・選定について」に基づき選定を行う。
(令和 5 年 10 月頃選定結果を市町村に通知予定)